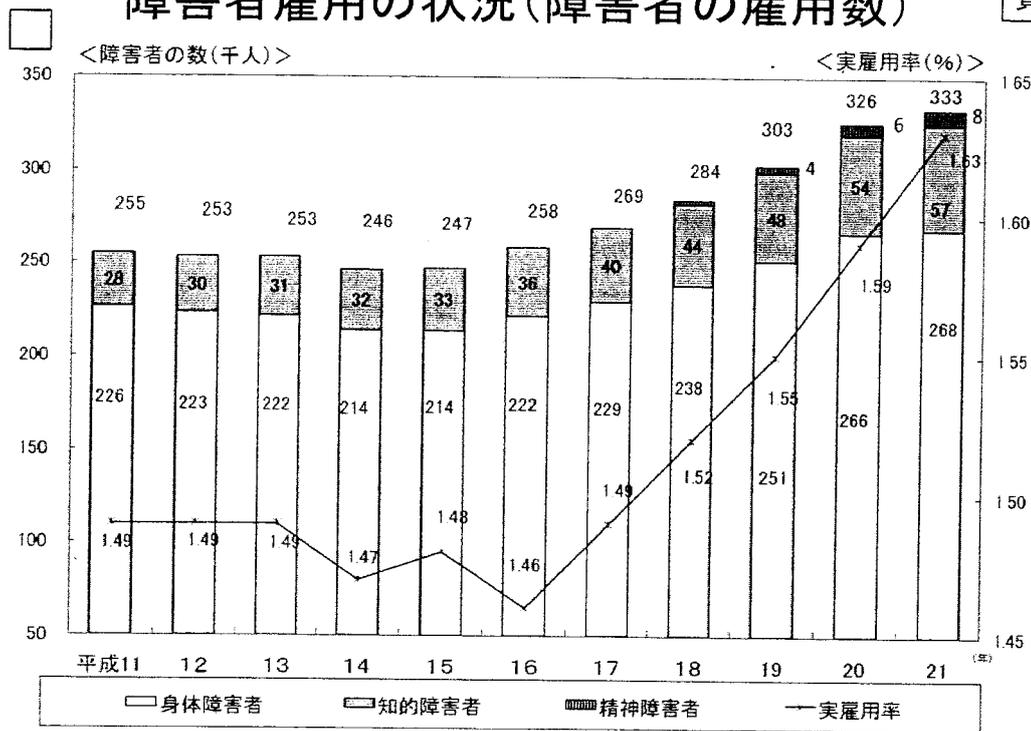


<厚生労働省 職業安定局>

# 障害者雇用の状況(障害者の雇用数)

資料1



(注)雇用義務のある56人以上規模の企業の集計

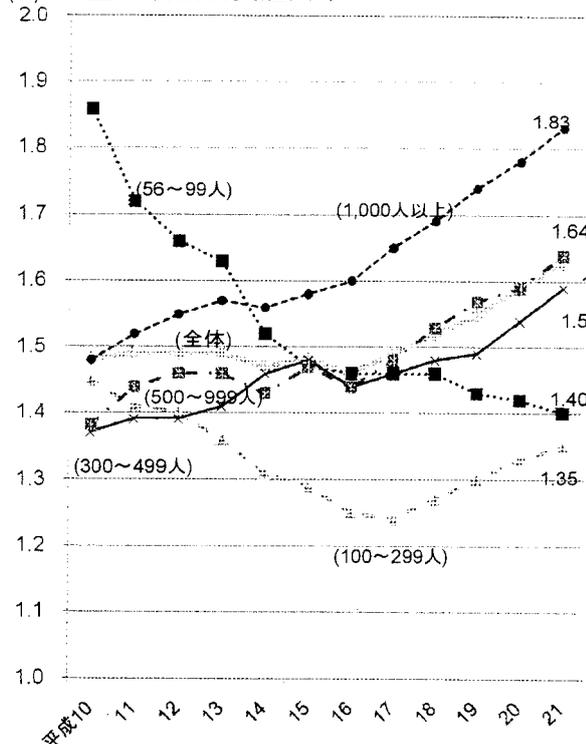
「障害者の数」は以下の者の合計。

- ・身体障害者、知的障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
- ・身体障害者、知的障害者は2人カウント
- ・重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
- ・精神障害者である短時間労働者は0.5人

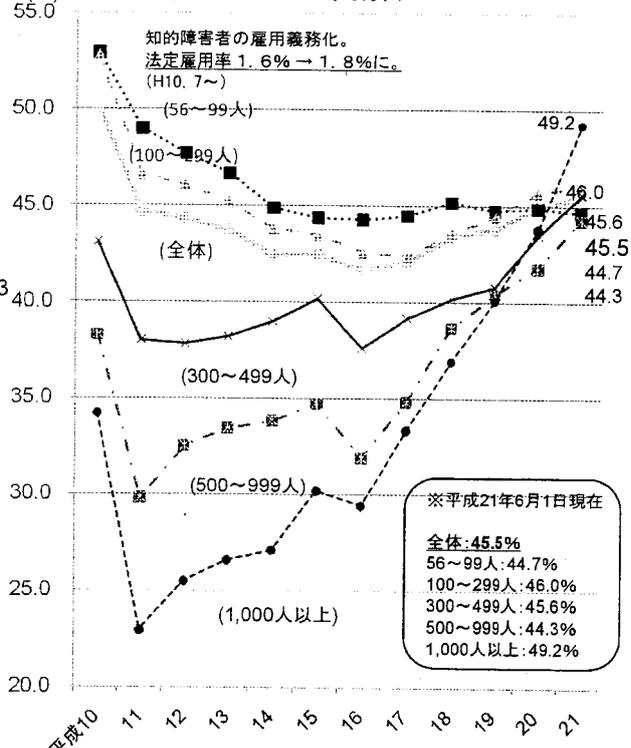
1

## 民間企業における障害者雇用状況(企業規模別)

企業規模別実雇用率



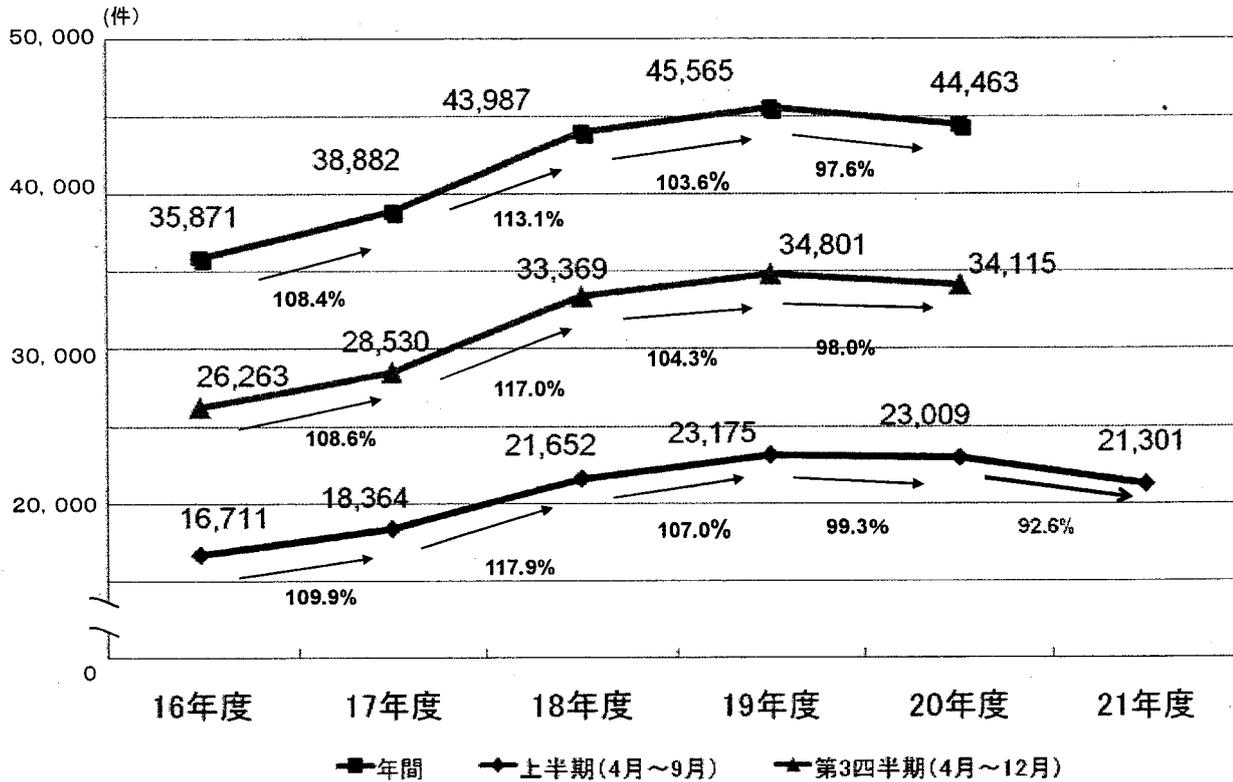
企業規模別達成企業割合



※平成21年6月1日現在  
 全体:45.5%  
 56~99人:44.7%  
 100~299人:46.0%  
 300~499人:45.6%  
 500~999人:44.3%  
 1,000人以上:49.2%

2

## 障害者の就職件数の推移



○ ハローワークにおける障害者の就職件数は、ここ数年、前年度比10%程度の伸びを続けてきたところであるが、一般の雇用情勢の影響等により、19年度後半からその伸びが鈍化し、20年度以降減少傾向に転じている。

## 障害者の職業紹介状況(障害種類別)

(単位:人)

	新規求職申込件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
15年度	88,272 ( 2.6)	62,450 (△0.7)	17,602 ( 6.6)	7,799 ( 24.0)	421 ( 36.7)
16年度	93,182 ( 5.6)	63,305 ( 1.4)	18,953 ( 7.7)	10,467 ( 34.2)	457 ( 8.6)
17年度	97,626 ( 4.8)	62,458 (△1.3)	20,316 ( 7.2)	14,095 ( 34.7)	757 ( 65.6)
18年度	103,637 ( 6.2)	62,217 (△0.4)	21,607 ( 6.4)	18,918 ( 34.2)	895 ( 18.2)
19年度	107,906 ( 4.1)	61,445 (△1.2)	22,273 ( 3.1)	22,804 ( 20.5)	1,384 ( 54.6)
20年度	119,765 (11.0)	65,207 ( 6.1)	24,381 ( 9.5)	28,483 ( 24.9)	1,694 ( 22.4)

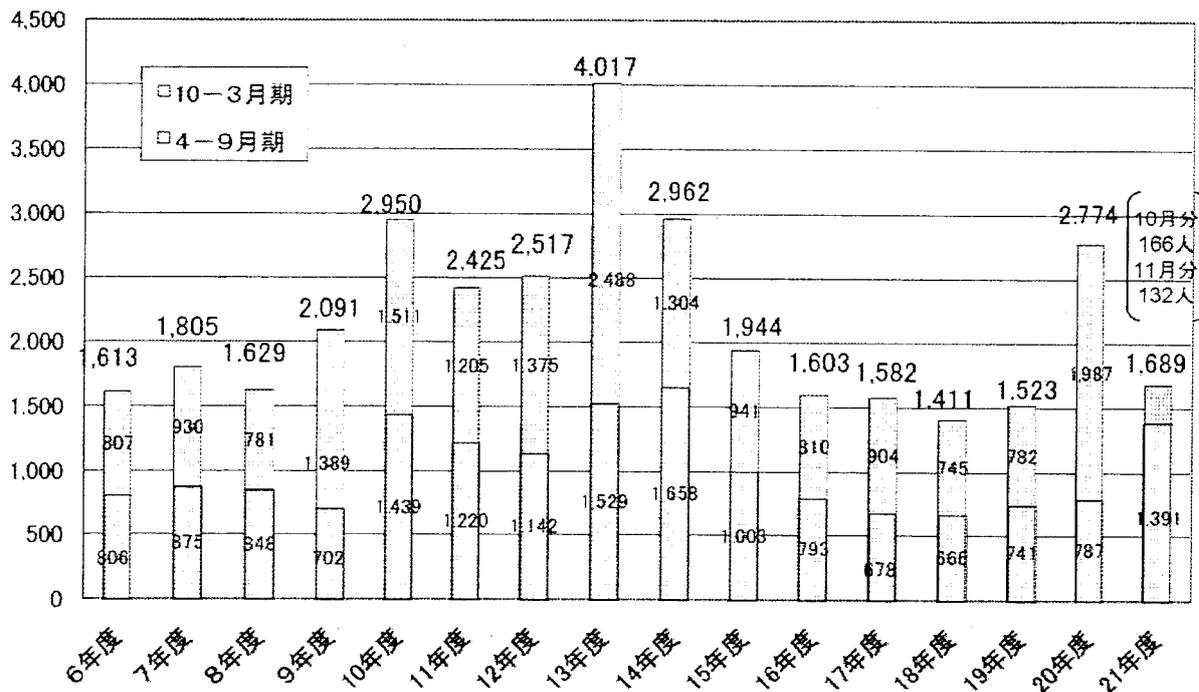
	就職件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
15年度	32,885 ( 16.0)	22,011 ( 15.2)	8,249 ( 13.5)	2,493 ( 31.9)	132 ( 45.1)
16年度	35,871 ( 9.1)	22,992 ( 4.5)	9,102 ( 10.3)	3,592 ( 44.1)	185 ( 40.2)
17年度	38,882 ( 8.4)	23,834 ( 3.7)	10,154 ( 11.6)	4,665 ( 29.9)	229 ( 23.8)
18年度	43,987 (13.1)	25,490 ( 6.9)	11,441 ( 12.7)	6,739 ( 44.5)	317 ( 38.4)
19年度	45,565 ( 3.6)	24,535 (△3.7)	12,186 ( 6.5)	8,479 ( 25.8)	365 ( 15.1)
20年度	44,463 (△2.4)	22,623 (△7.8)	11,889 (△2.4)	9,456 ( 11.5)	495 ( 35.6)

※ ( )内は前年度比(差)  
新規求職申込件数及び就職件数は年度(期間)内の累計

4

(人)

### 障害者の解雇数の推移



	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	4～11月累計
20年度	787	125	234	265	370	452	541	2,774	1,146
21年度	1,391	166	132						1,689
前年同期比(%)	76.7	32.8	Δ43.6						47.4

## 障害者雇用促進法の概要

【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

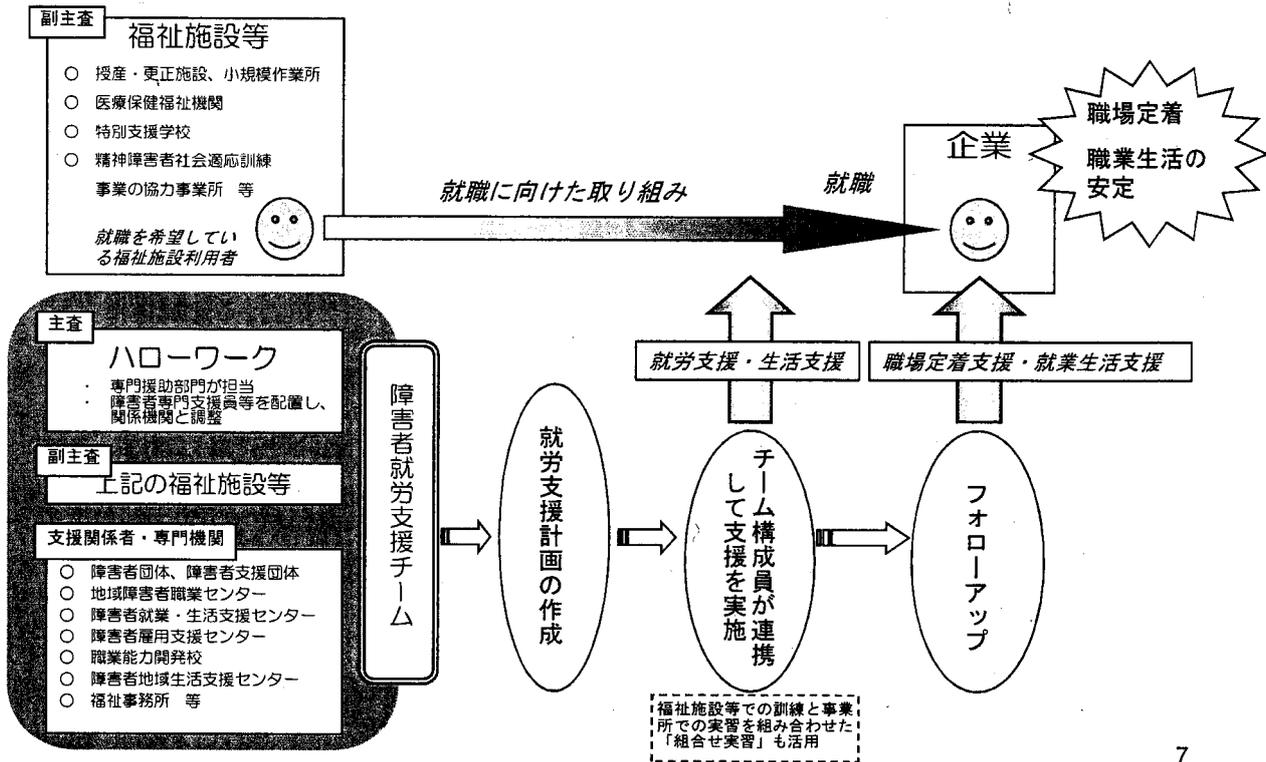
### 事業主に対する措置

雇用義務制度	<p>事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける</p> <p>民間企業 .....1.8%</p> <p>国、地方公共団体、特殊法人等 .....2.1%</p> <p>都道府県等の教育委員会 .....2.0%</p> <p>※1 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社(特例子会社)を設立した場合等、雇用率算定の特例も認めている。</p> <p>※2 精神障害者(手帳所持者)については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率(実雇用率)に算定することができる。</p> <p>※3 平成22年7月より、短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)についても各企業の雇用率(実雇用率)の算定の対象となる。(0.5ｶｯﾄ)(重度身体障害者、重度知的障害者(ｶｯﾄ)又は精神障害者(0.5ｶｯﾄ)である短時間労働者については、すでに算定の対象となっている。)</p>
納付金制度	<p>障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る</p> <p>○ 障害者雇用納付金(雇用率未達成事業主) 不足1人 月額5万円徴収 (適用対象: 常用労働者301人以上)</p> <p>○ 障害者雇用調整金(雇用率達成事業主) 超過1人 月額2万7千円支給 (適用対象: 常用労働者301人以上)</p> <p>※1 適用対象に、平成22年7月より201人以上、平成27年4月より101人以上に拡大される。このとき、新たに制度の適用対象となった事業主は、施行から5年間納付金が月額4万円に減額される。</p> <p>※2 この他、300人以下(平成22年7月より200人以下、平成27年4月より100人以下)の事業主については報奨金制度あり(障害者を4%又は6人のいずれか多い人数を超えて雇用する場合、超過1人月額2万1千円支給)</p> <p>・上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の制度がある。(在宅就業障害者支援制度)</p>
助成金	<p>各種</p> <p>障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給</p> <p>・障害者作業施設設置等助成金</p> <p>・障害者介助等助成金</p> <p>・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 等</p>

### 障害者本人に対する措置

職業リハビリの実施	<p>地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援し福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進</p> <p>○ ハローワーク(全国549か所)</p> <p>障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等</p> <p>○ 地域障害者職業センター(全国47か所)</p> <p>専門的な職業リハビリテーションサービスの実施(職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等)</p> <p>○ 障害者就業・生活支援センター(全国246か所)</p> <p>就業・生活両面にわたる相談・支援</p>
-----------	--

# ハローワークを中心とした「チーム支援」 ～ 「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開 ～



7

## 障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

### 業務の内容

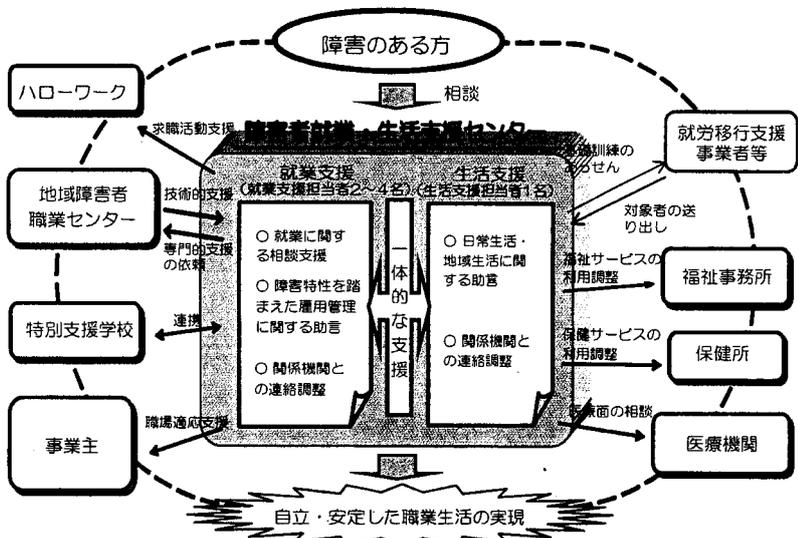
就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

- <就業面での支援>
- 就業に関する相談支援
    - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
    - ・ 就職活動の支援
    - ・ 職場定着に向けた支援
  - 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
  - 関係機関との連絡調整
- <生活面での支援>
- 日常生活・地域生活に関する助言
    - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
    - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
  - 関係機関との連絡調整

### 設置箇所数

20年度 206センター 8  
21年度 265センター  
(※ 22年1月現在 247センター)

### 雇用と福祉のネットワーク



# 精神障害者雇用安定奨励金（仮称）の概要

（平成22年度新規事業）

## 1 趣旨

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、新規雇用した精神障害者が在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給する。

## 2 奨励金の内容

	対象	支給額	対象事業主
1	精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合	新規雇用1人当たり 年180万円 委嘱1人当たり 1回1万円	精神障害者を新規雇用する事業主
2	社内の専門人材を育成するため、従業員に精神保健福祉士又は臨床心理士の資格を取得する講習を受講させた場合	受講に要した費用の2/3 （上限50万円）	
3	社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2 （上限5万円）	精神障害者を新規雇用又はうつ病等休職者を復帰させる事業主
4	在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した在職精神障害者1人当たり25万円	

※支給対象事業主等の支給要件については、現在検討中であり、今後変更がありうる。

## 障害特性に応じたきめ細やかな支援施策

### 精神障害者

#### ①精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」の活用や、ハローワークにおける「精神障害者就職サポーター」の配置、「医療機関等との連携による精神障害者ジョブガイダンス事業」の実施等により、精神障害者の特性に応じた支援を実施。

#### ②精神障害者に対する総合的雇用支援

地域障害者職業センターに専任の精神障害者担当カウンセラーを配置して支援体制を強化し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る総合的な支援を実施。

#### ③精神障害者雇用促進モデル事業

精神障害者雇用の意欲はあるもののそのノウハウが十分でない企業において、精神障害者の特性に応じた職域開拓や支援体制の整備等に取り組むことにより、精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するためのモデル事業を実施。

### 発達障害者

#### ①若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談支援を実施。

#### ②発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、発達障害者支援関係者に対し、就労支援ノウハウを付与するための講習等を実施。

#### ③発達障害者雇用開発助成金（発達障害者の雇用促進モデル事業）

地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に実施。

### 難病がある人

#### ①難治性疾患患者雇用開発助成金（難病のある人の雇用促進モデル事業）

難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に実施。

#### ②難病者の雇用管理に関する情報提供の実施

「難病の雇用管理のための調査・研究事業」（平成16～18年度）の研究成果を踏まえ、疾患別の雇用管理ガイドライン等に関するサイトを作成し、就職活動や就業上の配慮についての情報提供を実施。

#### ③難病患者就労支援モデル事業

障害者の就労支援策を参考に、都道府県や難病相談・支援センターが中心となって難病患者への就労支援事業を実施・評価し、国はその実施状況を把握した上で各都道府県に還元し、各都道府県独自の取組を促進。  
（担当：健康局疾病対策課）

### 共通して利用できる支援施策

- ① ハローワークにおける職業相談・職業紹介
- ② 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業
- ③ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業
- ④ 障害者就業・生活支援センター事業

10

